

令和6年2月16日

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 早瀬 英俊

一般競争について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和5年9月11日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項
件名等

件 名	規 格	履行場所	履行期限
(1) 北海道大演習場島松地区で使用する電気（再生可能エネルギー比率60%） 仕様書番号2-1	仕 様 書 の と お り	陸上自衛隊 北海道 大演習場 島松地区	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
(2) 北海道大演習場島松地区で使用する電気（再生可能エネルギー比率30%） 仕様書番号2-2			
(3) 北海道大演習場島松地区で使用する電気（再生可能エネルギー比率に係る条件なし） 仕様書番号2-3			

2 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時

- ア 1 (1) 令和6年2月28日（水）11時00分
イ 1 (2) 令和6年2月28日（水）11時15分
ウ 1 (3) 令和6年2月28日（水）11時30分

(2) 場 所

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

3 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和5年度有効の防衛省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、「物品の販売」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 電気事業法第3条1の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (6) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。(適合証明書を提出すること。)
- (7) 入札に参加する者は、1(1)～1(3)のそれぞれの入札に応じた別紙第1「競争参加資格確認書類」、別紙第2「適合証明書」及び別紙第3「特定電源割当計画書」を全て提出するものとする。
この際、1(3)の入札に参加をする場合においても、再生可能エネルギー比率(%)を0と記載した「特定電源割当計画書」を提出するものとする。
- (8) 別紙第4「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

4 競争参加資格確認書類等の確認

- (1) 提出方法 持参又は郵送 (FAX不可)
- (2) 提出期限 令和6年2月22日(木) 1200

5 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。その判定結果は、令和6年2月22日までに書面(当初FAX)により入札参加希望者に回答する。

- (1) 3(1)から(8)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率60%にて応札できる者がいる場合は「仕様書番号2-1(再生可能エネルギー比率60%)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (2) 第1号の要件を満たせない場合において、3(1)から(8)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率30%以上で応札できる者がいる場合は「仕様書番号2-2(再生可能エネルギー比率30%以上)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (3) 第2号の要件を満たせない場合において、3(1)から(8)までの全ての必要な資格を満たす者がいる場合、「仕様書番号2-3(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)」を採用するものとし、再生可能エネルギー比率についての条件は付さないこととする。

6 契約条項等を示す場所

契約条項並びに「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

7 入札説明会及び競争入札実施要領

- (1) 入札説明会
一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、事前の日時調整により個別対応する。
- (2) 入札実施要領
 - ア 1(1)の入札で応札できる者がいる場合
 - 1(1)の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。
そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札の入札書を準備すること。
 - イ 1(1)の入札で落札者がいなかった場合(再度入札を含む)、あるいは1(1)の

入札で応札できる者がなかった場合

1 (2) の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。

そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札の入札書を準備すること。

ウ 1 (2) の入札で落札者がいなかった場合 (再度入札を含む)、あるいは1 (2) の入札で応札できる者がなかった場合

1 (3) の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。

そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札の入札書を準備すること。

エ 入札において、1 (1) の入札案件が落札に至った場合、1 (2) ~ 1 (3) の入札は全て実施しない。

オ 入札において、1 (2) の入札案件が落札に至った場合、1 (3) の入札は実施しない。

8 保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

9 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札金額が判別し難い入札書もしくは入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書

(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(5) 電話、電報及びFAXによる入札

(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(7) 第2項(7)に示す事前提出書類を期限までに提出していない者による入札

10 入札方法及び落札の決定

(1) 落札決定方式は、予定総価 (ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。)

(2) 入札金額は、契約電力に対する単価 (基本料金単価) 及び使用電力量に対する単価 (電力量料金単価) を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。

(3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

(4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・

地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。（1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）

(6) 入札書には別紙第5「入札金額計算内訳書」を添付すること。

11 契約書の作成

令和6年4月1日（本予算が成立していなければ本予算成立後）遅滞なく作成する。

12 その他

(1) 郵便入札は、令和6年2月27日（火）17時00分必着分までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に係りの無い職員によりくじ引きを実施する。郵便入札においても、一の案件において再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための入札書も送付すること。

(2) 7（2）入札実施要領中、ア項の初度入札で落札した場合の再度入札書あるいはエ～オ項に該当した入札書に関しては、開封することなく返送する。入札書の返送を受けた業者は、別添の受領書に異状なく受領した旨を記載し返送することとする。

(3) 入札書に関しては、1（1）～1（3）までの各入札案件ごと、それぞれの案件名、入札日時を記載した個別の封書に、各案件の入札書を個別に封入することとする。また、1（1）～1（3）までの再度入札への入札を希望する場合は、案件名、入札日時に加え案件名の最後に（再度入札分）と記載した個別の封書に、各案件の再度入札書を個別に封入することとする。

(4) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

(5) 入札に参加する者は、令和5年度有効の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の写しを入札前までに提出すること。

(6) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

(7) 仕様書は、陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課又は北海道補給処ホームページにおいて配布する。

(8) 支払いに際し振込手数料が生じる場合は、落札者の負担とする。

(9) 入札に関する問い合わせ先

ア 物品及び仕様等に関する事項

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処総務部管理課営繕班（担当：有吉）

電話 0123-36-8611（内線5291）

イ 入札及び契約等に関する事項及び郵便入札の送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：八幡）

電話 0123-36-8611（内線5225）

FAX 0123-36-8719（直通）

(10) 公告掲示場所

ア 掲示板

(ア) 島松駐屯地

(イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所

イ 北海道補給処ホームページ

<http://www.mod.go.jp/g sdf/nae/nadep/dep.html>

(11) 公告掲示期間

令和6年2月16日～令和6年2月28日